

議案第12号

新居浜市医師確保奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市医師確保奨学金貸付条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市医師確保奨学金貸付条例の一部を改正する条例

新居浜市医師確保奨学金貸付条例（平成28年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

指定医療機関において将来医師としてその業務に従事しようとする者について、修学及び入学に要する資金の貸付要件を緩和するため、本案を提出する。